

令和4年 網走市議会
令和3年度各会計決算審査特別委員会会議録
第5号 令和4年9月26日(月曜日)

○日時 令和4年9月26日 午前10時00分開会

○場所 議場

○議件

1. 認定第1号 令和3年度網走市各会計歳入歳出決算について
2. 認定第2号 令和3年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について
3. 認定第3号 令和3年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について
4. 認定第4号 令和3年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算について

○出席委員(13名)

委員長	立崎 聡一
副委員長	山田 庫司郎
委員	石垣 直樹
	小田部 照
	金兵 智則
	工藤 英治
	栗田 政男
	近藤 憲治
	澤谷 淳子
	永本 浩子
	古田 純也
	松浦 敏司
	村椿 敏章

○欠席委員(0名)

○委員外議員(0名)

○事務局職員

事務局長	林 幸一
事務局次長	石井 公晶
総務議事係長	法師人 絵理
総務議事係	早渕 由樹
係	山口 諒

午前10時00分開会

○立崎聡一委員長 おはようございます。

本日の出席委員は13名で、全員が出席しております。

ただいまから、令和3年度各会計決算審査特別委員会を開会いたします。

本日の審査日程は、認定第1号令和3年度網走市各会計歳入歳出決算について、認定第2号令和3年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について、認定第3号令和3年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について、及び認定第4号令和3年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算についての取りまとめを行います。

初めに、認定第1号について、各委員から認定または不認定などの賛否についてと総括的な御意見を発言していただきます。

なお、前年度は附帯意見を付すことなく結審しましたが、この附帯意見を付すか否かについても併せて御発言願います。

それでは、発言をお願いいたします。

村椿委員。

○村椿敏章委員 1号認定について、まず1号認定についてですが、一般会計では、コロナ感染の国の交付金や補助金、給付金を支援などしてきたこと、そして子供医療費の拡充、高等教育の援助や就学援助、住宅リフォーム助成事業などの評価する事業があります。

一方で、財政状況では、経常収支比率は90%と財政の硬直が続き、地方債残高は336億円と予断を許さないこと。

ごみ処分場問題では、埋立て当初から対策を指摘されているのに放置してきたことや、新たな資料が存在していた問題。大曲スケートリンクの管理についての疑念があること。また、職員の時間外勤務の改善が図られない状況や、給食調理員においては待遇改善がされず集約化を推し進めたことなどの理由から、総体として一般会計は認定できません。

次に特別会計ですが……

○立崎聡一委員長 1号だけです。(発言する者あり)

○村椿敏章委員 特に特別会計ですが、国民健康保険特別会計は低所得者層や中間層に滞納世帯が

多く、高い保険料が払えない状況が続いています。短期証の発行、資格証の発行など、命に関わる保険証の取上げはすべきではありません。その立場から認められません。

網走港整備特別会計は、未売却地が11万8,096平方メートル、9億5,886万円の巨額の赤字であり、土地が売れない限り、赤字は解消されない会計で以前の能取漁港特別会計のようになりかねない状況であり認められません。

介護保険特別会計は、要介護認定を受けていてもサービスを受けられない状況もあり認められません。

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の高齢者を囲い込む医療制度で、一度は廃止することが決まったほど問題のある制度です。保険料は少ない年金から天引きされ、年金生活者にとって差別的医療制度であり認められません。

以上です。

○立崎聡一委員長 次。

失礼しました。

村椿委員に、これは会派の意見ということでしょうか。

○村椿敏章委員 会派の意見です。

○立崎聡一委員長 次、古田委員。

○古田純也委員 令和3年度は、コロナ禍の年度であり、予算、また予算と決算の乖離がある事業も多々見られました。予算の執行についてはおおむね適正に執行されていると認めます。

コロナのパンデミックが今後起こり得ることを想定して、しっかり考えられているという答弁も頂きました。

ただ残念なことに、答弁または提出資料に反省すべき点もありました。改めて、市民の信頼おける市政の実現に向けて取り組んでいただきたいということも添えて、一般会計は附帯意見なしで認定したいと思います。

○立崎聡一委員長 特別会計のほうは。

○古田純也委員 特別会計は、網走港整備や能取漁港整備に関してまだ多額な累積赤字もありますが、保有地または売却、利活用についても、積極的に取り組んでいただいているということ。

あとは、介護保険料特別会計も、年々給付金も増加していると思いますが、収納率の向上に向けてさらなる取り組んでいただきたいということで、こちらも認定でお願いします。

○立崎聡一委員長 あと、これは会派の。

○古田純也委員 こちらは私個人の意見です。

○立崎聡一委員長 他に、永本委員。

○永本浩子委員 認定第1号につきましては、まず一般会計に関しましては、歳入326億5,684万4,000円に対して、歳出が323億4,161万9,000円、差引きで3億1,524万5,000円、繰越しとして2億3,029万3,000円ということで、実質収支が8,495万2,000円と黒字決算となっております。

令和3年度はコロナの感染拡大防止とワクチン接種に明け暮れた1年と言ってもいいのではないかと思います。国の交付金等を活用した各種対策も行われ、ワクチン接種は地域ごとに日にちをずらして接種券を郵送したり、巡回接種、集団接種、個別接種、農大等との連携等様々な接種体制に取り組み、網走としては近隣自治体と比べても大変スムーズな接種体制が取れたのではないかと評価をしております。その陰には、医師会をはじめ医療従事者の皆様の協力と市職員挙げての体制づくりに感謝したいと思っております。また、抗原定量検査機器を活用してのスクリーニング検査や、不安に思っている市民の皆さんへの無料検査等も評価したいと思っております。

しかしながら、適切な支出であったかどうかを判断するための事業実績等の数値の誤りや答弁の訂正が多く見られたことは残念なことであります。また、民間への委託事業においても、適切な対応が望まれる事業も散見されました。一般廃棄物処理の今後の課題にも真摯な取組をお願いしたいということで、一般会計は認定しますが、附帯意見をつけさせていただきたいと思っております。

この1号の中の特別会計については、六つの会計の予算現額総計で99億8,551万9,000円、歳入総額83億8,844万円、歳出総額92億8,893万1,000円、差引き9億8,049万1,000円の赤字決算となりました。この赤字の大きな要因である能取漁港と網走新港でありますけれども、能取漁港に関しては2件の土地の売却があり、網走新港に関しては令和3年度は土地の売却は残念ながらゼロではありましたが、令和4年度は1件あったということ、また石炭用地としての借地料や令和2年の土地売却分納分等で実質収支がやっと10億円を切ったというところで、一定の評価はできると思っております。ということで、認定第1号に関しましては、認定の上、附帯意見をつけさせていただきたいということで、会派の意見としてまとまっております。

○立崎聡一委員長 次、小田部委員。

○小田部照委員 私のほうからも、認定1号についてですが、コロナ禍の中でワクチン接種をはじめ様々な工夫や努力は見られる点というものも一般会計の中にはあったと思います。

しかしながら一方で、先ほどほかの委員からもありましたが、ないと言っていたはずの資料が出てくるですとか、令和3年度の事業の内容が質疑してもわからないですとか、とても評価、どうやってするんだというようなことが非常に散見されました。市民の信頼を損なうような事態となってしまったのが、このまた特別委員会でもあると思います。

先ほど附帯意見のお話もしていましたが、一体これを、こういう決算特別委員会をやって皆さんで審議をして、中身のこういう不備、事務管理のお粗末な体制が浮き彫りになっている中で、どのように認定していくのか協議しなくてはいけないのだと思います。

そして、特別会計についてはおおむね妥当だと判断しますので、こちらについては認定したいと思います。

○立崎聡一委員長 小田部委員に聞きます。これは会派の総意ということでよろしいですか。

○小田部照委員 私の。

○立崎聡一委員長 ちょっと確認させていただきます。

1号が認定か不認定かでいえば不認定ということでもよろしいですね。協議したいということですね。

次、近藤委員。

○近藤憲治委員 私ども志誠会は、今般のこの決算審査につきましては、会派の判断ではなく個々の委員で意思表示をするということでもとまっておりますので、私からもお話をさせていただきたいと思います。

今回の決算審査通じて率直に感じていることは、やはり虚偽答弁でありますとか資料の不備、さらには中身が判然としない、つまり公的支出が適正なのかどうかははっきりとわからないような事業が多数あるということがわかってしまいました。

まず、一般廃棄物処理に関しては議論もさせていただきましたが、紙おむつの輸送焼却については年間600トン燃やせるという事業構築だったものが、半分以下の245トン、それどころか燃やした後

の灰を37トン持ち帰っているのです、実質の減量効果は208トンしかないにもかかわらず年間2,800万円を使っていて、その費用対効果について明確な答弁というものはございませんでした。

また、生ごみの堆肥化についても、令和3年の堆肥化率が53%、市民の分別協力率は極めて高い9割近い協力率にもかかわらず、受け入れてから堆肥にならないということで、最終処分場に負荷をかけている、市民の財産を傷つけているにもかかわらず満額の4,600万円が支出をされていた。この支出には正当性は全くないと感じたところであります。

そして、資料の不備も多数ございました。特に、議論の中で出たごみ排出総量の数字が、数字を導き出す際の積算対象項目を途中で変更しているにもかかわらず、あたかも同類の数字のように並べていることが議論の中で明るみになってしまいました。こういったこともございましたし、また教育委員会部門での議論の中であった、アイスホッケーリンクの造成整備の委託、指定管理者への委託後の公金の不透明な流れ、これについても明確な経緯の説明や内容の説明がないまま、なぜか副市長が謝罪だけをする。なぜ謝罪しているのかよくわからない謝罪をするという状況もございました。きっと何か問題があるという認識はお持ちなので謝罪をされたのだと思うので、この部分については、やはり継続して議論をしていかなければならない。本来であれば、決算審査を閉じるのではなく、やはりその部分について、さらに本来であれば調査を進めていかなければならない局面であろうというふうに思っております。

こういったことを幾つか述べさせていただいた上で、皆さんにちょっと理解をしていただきたいのはそもそも決算審査って何なのかということなのだと思います。決算審査は地方自治法の233条に基づいて行っています。ここには、会計管理者は毎会計年度、政令の定めるところにより決算を調整し、出納の閉鎖後3か月以内に証書類その他政令で定める書類と合わせて、普通地方公共団体の長に提出するという第1項から始まって、議会で認定に付さなければならないということと、あわせて、大事なことが書いてあるのは第5項でありまして、普通地方公共団体の長は、第3項、これは議会に決算の認定してねと出すという項目なのですけれども、第3項の規定により、決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会

計年度における主要な施策の成果を説明する書類、その他政令で定める書類を併せて提出しなければならないと書いてあるのです。これは、施策の成果を説明する書類なのです。しかしながら、今回の決算審査を通じてはっきりわかったのは、施策が説明できないのです。資料を読んでも説明されたと思えないのです。そう考えると、もうざばり申し上げると、地方自治法違反の状態のような決算であったと私は受け止めています。

そういうことから申し上げますと、認定第1号令和3年度網走市各会計歳入歳出決算の、まず一般会計の部分については不認定というふうに考えます。

その他特別会計につきましては、ただ1本の議案になっていますので意見だけ述べさせていただきますと、能取漁港整備と網走港整備については土地の売却という課題感がある。しかしその一方で、改善は進んでいますので、この特別会計については体質の改善が引き続き必要だろうというふうに考えているというところでございます。

以上です。

○立崎聡一委員長 次、金兵委員。

○金兵智則委員 認定第1号について、お話をさせていただきますというふうに思います。

まず特別会計ですけれども、簡単に皆さんから意見ありましたので、課題はまだあるけれども少しずつ改善に向かってきたのかなというふうには思っているところであります。

次に一般会計ですけれども、今回の令和3年度決算審査特別委員会の、何と言えいいのでしょうか、進行においてと言ったほうがいいのでしょうか、書類の不備、答弁がスムーズに出てこないといったようなことが散見をされたのかなというふうに思います。

ただ令和3年度の決算ですので、当時と人事異動の関係ということもあるのかもしれませんが、PDCAサイクルが回っていれば、きちんと回っているのであれば、そういうことももう少し改善ができたのかなというふうに思うところで、まずお話をさせていただきたいなというふうに思います。

令和3年度会計決算ですけれども、この年は職員の皆さんの残業時間を見せていただきましたけれども、本当にコロナコロナで追われていたのかなというふうに思います。決算の内容からいっても、通常の業務に支障を来しているというような

ことも考えられ得るような内容だったというふうに思いますが、ただ、決算はやっぱり数字を認定するか不認定するかというものですので、多々疑義があるというか、本当にこれを認定していいのかという、本当に全ての数字が合っているのかというところまで行き着いてしまうようなやり取りも多かったのかなというふうに思いますので、認定第1号につきましては、私個人の意見になりますけれども、不認定という形にさせていただきたいと思います。

以上です。

○立崎聡一委員長 次、栗田委員。

○栗田政男委員 皆さんがごもっともだなというふうに感じました。私も、今回は多々答弁も執行内容も、いささか雑過ぎますし、それに対するしっかりとした執行者としての責任も果たしてないよう感じました。

一般会計、総体的にいろいろな問題が出るということは執行に無理があったのではないかなと、それに対して、きちんとした答弁がなされていない、虚偽の答弁も多々あったように感じました。それは、こういう公的な機関で絶対あってはならないことであって、しかるべきしっかりとした対応を今後求めなくてはならないと思います。いろいろな意味で、猛省を求める意味で、私は不認定としたいと思います。

特別会計、これはほぼほぼという意見が多いのですが、私はそうは思っておりません。他力本願的にたまたま土地が売れた、そのような内容が最近非常によく見られます。もっと原課で、市がしっかりと対応をして、営業といいますか、売る努力をしっかりとしてほしいと、これは私15年間言い続けてきたのですが、よかったらどうぞ的な販売方針では永久に売れないことも考えられるのではないかと。そういう体制では、やはり市民の負担が大きくなるというふうに考えていますので、これについても猛省を求める意味で、私は不認定としたいと思います。

以上です

○立崎聡一委員長 石垣委員。

○石垣直樹委員 3日間にわたり、決算特別委員会で審査させていただきました。ほかの議員からもありましたとおり、答弁がちょっと不備ございました。また、資料についても後日訂正される等ございましたが、この年におきましてはコロナのワクチン接種が始まりまして、本当に職員の皆様

も大変だったかと思えます。通常業務のほかに、ワクチン接種会場に行つての受付等、本当に大変だったと思えます。その中で、コロナのせいのできない事業等も多数あったように見受けられました。

審査した結果でございますが、一般会計におきましては、皆様から御議論様々ございますが、私については認定、附帯意見なし。

特別会計におきましても、網走港、能取漁港、国民健康保険、介護保険、全てにおいて認定いたします。

以上です。

○立崎聡一委員長 次、工藤委員。

○工藤英治委員 1号議案等に関しましては、それぞれ課題等ありましたが、しかし、その課題を克服すべき、また失敗的なところを財産として次の時代に必ずいい方向を見いだしながら、まちづくりを進めていける基というふうになるのではないか、そのような気がいたしますので、私は1号議案含めほかの議案等も承認、認定とさせていただきます。

○立崎聡一委員長 次、山田委員。

○山田庫司郎委員 副委員長という立場もありますけれども、山田委員という個人の委員の立場で、先ほどの会派の仲間であります金兵委員からも、会派としては一つの意見にはまとまらなかった状況なので、私個人として言わせていただきますが、それだけ今、今回のこの決算については、各会派、各委員が非常に悩まれている状況なのだろうと、そういうふうに理解をさせていただきたいのですが、先ほどから出ているように、確かに決算委員会の中身については、それと資料についても、やはり誤りが多々見られたことも一つありますけれども、決算委員会の在り方の中で、理事者側の答弁が本当に答弁調整に時間を非常に費やした。私も23年議員をやっています、今回みたいな委員会の在り方というのは初めてです。そういう意味では、理事者にしっかりこれは重たく受け止めていただいて、しっかり対応を含めてしていただくよう強く要望したいというふうに、まず思います。

それで、今年の委員会の中身、在り方の問題と、それと令和3年度の決算の内容は、私は別に考えるべきだろうと。資料は別ですよ。それで、今回の令和3年度の決算については、先ほどもありましたように、単年度収支では1,000万円程度の

黒字を出している。確かに地方債の残高が経過の中で増えている要素は一つありますけれども、経常収支比率も90%台に落ちてきているということで、財政的にも非常に、健全化とは言いませんが、いい形で今動き出しているということと、令和3年度もそういう実績を私は評価をさせていただきたいと。

それで、やはり議論をする中で、先ほども出たように、事業の検証、またはPDCAのサイクルの問題含めて、継続事業も含めて、今まで何なかったからこのままでいいのだと、もし考えがあるのでしたら、ここはしっかりPDCA、検証をですね、継続事業もしっかりやっていかなければ、これからの時代というのは大変になるというふうに思いますから、そういう思いを含めて、附帯意見を付して、私は認定をさせていただきたいと思えます。

特別会計についても、確かに土地を買収しなければなかなか健全化に向かわないということと、利息が今低い状況なのであれですけれども、利息がこれ上がってくると、また負債残高も増えていくという非常に危険な要素も持っていますから、先ほども出たように、私は、全庁挙げてやっぱり土地を売る考え方をやっぱり職員の中でも共有していただくよう、ぜひお願いしたいと、そういう思いを含めて、附帯意見を付しながら特別会計についても私は認定をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○立崎聡一委員長 先ほど、同志会小田部委員さんのほうから、協議というお話があって、認定、不認定については、ちょっと触れられてなかったように、こちら側でちょっと理解してしまったものですから、再度確認したいと思えます。

○小田部照委員 一般会計についてですが、私どもも会派で意見は一致、まとまることはなかったわけですが、様々な委員の意見をお聞きいたしました。

栗田委員からあったように、今後市民の信頼回復により一層努めていただくという意味で、一般会計については不認定。

○立崎聡一委員長 特別会計のほうは。

○小田部照委員 認定。

○立崎聡一委員長 認定で。(発言する者あり)

そうですね、ごめんなさい。

では、休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時46分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前11時01分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

各委員より、認定不認定の意思表示がございました。同数ということになりましたので、私、委員長のほうからも、認定不認定の意思表示をさせていただきたいなというふうに思います。

令和3年度、各委員皆さんおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症対策についての事業、それからワクチン接種等がございまして、やはり職員の時間数、就業時間、残業時間等を見ましても、本当に御苦労されてきたのだなというふうに思います。

それから、もちろんそうじゃない部分というのもございます。決算的に申します。トータルで見ますと、やはりコロナの部分というので乖離は物すごくあったのかなというふうに思います、予算時と決算時に比べて。ただ、皆さん御苦労なされてきちんとやっていたという事実は私も感じますので、認定第1号については、私も認定させていただきたいなというふうに思います。

そしてその上で、私、委員長でございますから採決権というのがございます。標準委員会条例第17条第1項による、本会議における議長と同様に委員長に採決権が認められています。この採決権を行使し、可否いずれかに決めるかは委員長の判断に委ねられているというふうにございますので、今回の決算委員会につきましては、認定ということで進めさせて、認定第1号につきましては認定という形を取らせていただきます。

先ほど進め方に少々問題がございました。認定第1号について皆さんにお聞きすればよかったのですが、それ以降の認定第2号、認定第3号、認定第4号についても一緒に御発言された方がいらっしゃいますので……（発言する者あり）

失礼しました。私が間違っていました。勘違いしていました。

認定第1号につきましては、認定という形を取りたいと思いますが、皆さんそれでよろしかったですでしょうか。（発言する者あり）

附帯意見はなしで行きます。よろしいですか。

工藤委員。

マイクをお願いします。

○工藤英治委員 認定者の中に、附帯意見を付してという方もおりましたので、それは認定者のみでもう一度議論を重ねて、認定の中に附帯意見を入れるか入れないかを決定されるべきものと思います。

○立崎聡一委員長 附帯意見につきましては、本日の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号のそれぞれの認定不認定を頂いた後、それぞれ付す、付さないという御意見がございましたので、そちらのほうで一括して取りまとめて行いたいと思います。そのように進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、認定第2号から認定第4号について、各委員から賛否と総括的な意見について御発言いただきます。

なお、水道等の決算につきましても、前年度は附帯意見を付すことなく結審いただきましたが、この附帯意見を付すか否かについても併せて御発言願います。

村椿委員。

○村椿敏章委員 日本共産党議員団として、第2号認定についてですが、水道事業会計は導水管の更新など課題は多いものの、今回も補助金などを活用しながら健全な運営となっていることから、附帯意見をつけなくて認定します。

また、3号簡易水道事業会計については……、2号だけですか。（委員長「2、3、4」と呼ぶ）

一般会計の繰入れをしながら健全な経営をしていることから認定いたします。これも附帯意見なしで。

4号認定の下水道事業会計についても、設備の更新等これからも資金が必要となりますが、補助金を十分活用しながら着実に更新していることから、附帯意見なしで認定いたします

以上です。

○立崎聡一委員長 村椿委員、これは共産党議員団として、会派という意見でよろしかったですね。

次、永本委員。

○永本浩子委員 当会派といたしましては、認定第2号水道事業会計、認定第3号簡易水道会計、認定第4号下水道事業会計、それぞれ健全な運営ができているということで、また下水道に至っては、消化ガスの売電収入も当初見込みよりもかなりよい成績を収めております。職員の方の小まめ

な温度管理によるということで、そういったところの努力も見られますので、いずれも附帯意見なしで認定したいと思います。

○立崎聡一委員長 次、失礼しました。

確認させていただきます。会派ということでもよろしかったですか。

○永本浩子委員 会派ということで、今最初に言わせていただきました。

○立崎聡一委員長 すみません。

次、古田委員。

○古田純也委員 会派の意見で、人口減少に伴う給水収益も見込めない中、17年連続の黒字決算は評価したいと思います。

2号、3号、4号合わせて附帯意見なしで認定します。

○立崎聡一委員長 次、小田部委員。

○小田部照委員 我々同志会として、会派でこの部分については一致しておりますので、2号、3号、4号、それぞれ課題はあるものの様々な工夫、努力が見られましたので、これについては、附帯意見を付さず認定したいものと思います。

○立崎聡一委員長 次、金兵委員。

○金兵智則委員 会派民主市民ネットとして、御意見を述べさせていただきます。

2号から4号までの3件ですけれども、全て附帯意見なしで認定をさせていただきたいというふうに思います。

水道及び下水道については、それぞれ導水管、配水管の整備、汚水管の整備等、今後非常にインフラの整備の中で必ずしていかなければならないというふうに思いますけれども、この更新についてはぜひとも計画的に進めていただきたいというふうに思いますし、また今後、料金の値上げというものがいいなとは思いますが、そういう話が出てきたときには早めに議論を進めていただきたいということを言わせていただいて、意見とさせていただきたいというふうに思います。

○立崎聡一委員長 次、栗田委員。

○栗田政男委員 認定、附帯意見なし。

○立崎聡一委員長 すみません、2号、3号、4号全部ということでもよろしかったですか。

工藤委員。

○工藤英治委員 全て認定させていただきます。

○立崎聡一委員長 附帯意見はなしということでよろしかったですね。

○工藤英治委員 はい。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で各委員の賛否について発言を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

午後1時00分再開

○立崎聡一委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほど各委員から、認定第1号から認定第4号までについて賛否と総括的な御意見を頂きました。

ここで、お諮りいたします。

まず、認定第1号令和3年度網走市各会計歳入歳出決算については、大方の意見として原案認定すべきものということで取りまとめをさせていただきたいというふうに思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議ありませんので、認定第1号は大方の委員の意見として原案認定すべきものと決定いたしました。

また認定第1号については、委員の意見の中に附帯意見を付して認定すべきとの発言がありました。附帯意見は1項目を付すこととし、内容については、「事業検証が十分に機能していない状況が一部認められた。指定管理委託事業等を含め、全ての事業検証の精度を高め、次年度以降の事業実施に生かすこと」であります。

ここでお諮りいたします。

認定第1号令和3年度網走市各会計歳入歳出決算については、1項目の附帯意見を付すということで取りまとめをさせていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議ありませんので、認定第1号については1項目の附帯意見を付すことに決定いたしました。

次に、認定第2号令和3年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について、認定第3号令和3年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について、及び認定第4号令和3年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算については、全委員の意見として原案可決及び認定すべきものということで取りまとめをさせていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議ありませんので、認定第2号から認定第4号まで、全委員の意見として原案可決及び認定すべきものと決定しました。

また、各委員より認定第2号から認定第4号までについては、全委員の意見として附帯意見を付さないという発言がありました。

ここでお諮りします。

認定第2号令和3年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について、認定第3号令和3年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について、及び認定第4号令和3年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算については、全委員の意見として附帯意見を付さないということで取りまとめをさせていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議ありませんので、認定第2号から認定第4号まで、全委員の意見として附帯意見を付さないことに決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了しましたが、これをもって本特別委員会を閉会することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ここで、私から一言御挨拶を申し上げます。

去る9月6日、令和3年度各会計決算審査特別委員会が設置され、私が委員長に、山田庫司郎委員が副委員長に選任されまして、延べ4日間にわたり審査を頂いたわけではありますが、その間、各委員におかれましては大変熱心に審査をしていただきましたことに心からお礼を申し上げます。

それでは、以上で令和3年度各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時05分閉会
